

第3章 関連意匠

73 関連条文

意匠法

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法第四十三条第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

- 2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
- 3 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。
- 4 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

- 2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

第二十二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

- 2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

- 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。
- 3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定

したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

- 4 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

73.1 関連意匠とは

意匠法第9条では、重複した権利を排除する趣旨から一の創作について二以上の権利を認めるべきではないとしているが、デザインの開発においては、ひとつのデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されるという創作実態がある。

これらバリエーションの意匠については、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして、例外的に関連意匠としてこれを保護し、各々の意匠について権利行使することが可能となっている。

73.1.1 関連意匠として意匠登録を受けられる意匠

意匠登録出願に係る意匠が、意匠法第10条第1項の規定により、関連意匠として意匠登録を受けられるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること
(→73.1.1.1)
- (2) 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること (→73.1.1.2)
- (3) 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること
(→73.1.1.3)

73.1.1.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

意匠登録出願は、本意匠に類似する自己の意匠について関連意匠として意匠登録を受けられるものであることから、関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠登録出願人と同一でなければならない。なお、審査における判断は査定時であるが、設定登録時においても同一であることを要する。また、本意匠について意匠権の設定の登録がされている場合は、関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠権者と同一の者でなければならない。

73.1.1.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること

関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠登録出願は、本意匠に類似するものでなければならない。したがって、当該意匠と本意匠とが同一である場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができない。

73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報

(秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。)の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報(秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。※)の発行の日前である場合は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報(秘密意匠に係る1回目の意匠公報)が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常在意匠と同じく1回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。

※ この意匠公報には、国際意匠登録出願の場合における国際公表の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第3条第1項第2号に規定する意匠(日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠)に該当することに注意を要する。

73.1.1.3.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての 新出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があつた補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第10条第1項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更

よる新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

73.1.1.3.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、我が国への出願日ではなく第一国の出願日によって判断する。

したがって、優先権等を主張する出願であって、意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとする出願については、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とし、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であるか否かの判断を行う。

73.1.1.3.3 国際意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

国際意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

73.1.2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第2項の規定により、意匠登録を受けることができない。

本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、意匠法第27条第1項の規定により、全ての意匠について同一の者に対して同時に設定しなければならない。

73.1.3 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠法第10条第3項の規定により、意匠登録を受けることができない。

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう。

73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

関連意匠の意匠権同士は、本意匠と共に存続期間や移転及び専用実施権の設定について制限を受け、重複部分に関する調整を受けるものであることから、意匠法第10条第4項の規定により、一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

本意匠が消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とする。

本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合及び本意匠の意匠登録出願の日が意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号。以下「改正法」という。）の施行の日前で改正法附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号。以下「旧意匠法」という。）第二十一条第一項の規定により存続期間が終了した場合に、関連意匠の意匠権は存続するが、このときに存続することとなる類似する関連意匠同士についても、それぞれの意匠が同等の創作的価値を有していること、及び権利関係の安定性の確保を考慮して、本意匠を中心として設けられた制限関係を有したまま存続することとし、関連意匠同士が類似することをもって意匠法第9条第1項及び第2項の規定には該当しないものとする。

〔経過措置〕

意匠法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）

附則

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第二条第二項、第三条の二、第十条、第十四条、第十七条、第二十一条、第四十二条及び第四十八条の規定は、この法律の施行後にする意匠登録出願について適用し、この法律の施行前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十八年十月二十七日政令第三百四十一号）

(関連意匠の意匠権に関する経過措置)

第一条 意匠法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号。以下「新意匠法」という。）第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠（同項に規定する本意匠をいう。以下同じ。）の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権の移転に対する意匠法第二十二条第二項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

第二条 新意匠法第十条第一項に規定する関連意匠に係る本意匠の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該関連意匠の意匠権についての専用実施権に対する意匠法第二十七条第三項の規定の適用については、同項中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

○改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後の関連意匠の意匠登録出願に対する改正法の適用

改正法施行前の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする、改正法施行後に出願された関連意匠の意匠登録出願に対しては、改正法附則第2条の規定に基づき改正法第10条第1項が適用され、関連意匠の意匠登録を受けることができる。この場合における関連意匠の権利の存続期間は、同法第21条第2項の規定に基づき、本意匠の登録の日から20年となる。ただし、当該本意匠の意匠権の存続期間は、旧意匠法第21条第1項の規定に基づき、本意匠の登録の日から15年となり、本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定を理由とするのではなく、存続期間の終了を理由として消滅するものとなる。この場合についても、意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第1条又は第2条の規定に基づき、意匠権の移転、専用実施権の設定は制限される。

○意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対する改正法の適用

意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に係る出願に対しては、意匠法第10条の2第2項（同法第13条第5項で準用する場合を含む。）又は同法第17条の3第1項の規定に基づき、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日が改正法施行後である場合に、改正法が適用される。

○パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対する改正法の適用
パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願に対しては、パリ条約
第4条Bの規定に基づき、日本国への出願日が改正法施行後である場合に、
改正法が適用される。